

(研究ノート)

社会福祉士国家試験の変遷と通知等に見る行政指導
—厚生労働省通知等からみた高齢者福祉分野科目の位置づけ—

The Treatment of Old-Age Welfare Courses
in the Curriculum of Certified Social Worker Education:
Analyzing the Instructions of Ministry of Health, Labour and Welfare

森田靖子*

Yasuko MORITA

はじめに

高齢社会を迎えるに当たり、高齢化社会を支える人材確保を目的等として1987(昭和62)年に「社会福祉士及び介護福祉士法」が成立し日本初の社会福祉専門職が制度化された。そして、1990年代後半からの社会福祉基礎構造改革以降、多様なニーズを受け止める専門職として、2007(平成19)年12月に「社会福祉士及び介護福祉士法」が改正され社会福祉士の業務の内容や養成課程が見直された。この見直しを受けて、社会福祉士養成校では、法改正と「通知」としての行政指導等への形式的な対応に追われており、カリキュラムや教育内容にまで踏み込んで考える余裕のない状況のところが多いように見受けられる。今後さらに福祉人材についての方針が議論され、「社会福祉士法及び介護福祉士法」の改正や社会福祉士養成のカリキュラム等も変更されていく可能性が高く、さらなる科目の統合等も検討されることが見込まれている。このような状況にあることから、今一度、社会福祉士法及び介護福祉士法とその通知等において高齢者福祉分野の科目がどのような位置づけになっているのかを、確認しておくことが必要である¹⁾。

社会福祉士の養成と国家試験は、法律と通知に

よって定められている。社会福祉士という専門職の養成における各分野論では、その分野で業務を行うにあたって必要な知識が確認され、シラバスに示された教育内容は、社会福祉士という専門職の専門職性に影響を与える。そして国家試験では、社会福祉分野を担う専門職として必要な事柄が出題される。社会福祉士養成課程は「通知」等によって行政指導されており、それを守らなければ社会福祉士養成はできない。つまり、公助である社会福祉から共助・自助へと変質していることを追認しなければ社会福祉士養成を行うことができない。大友は、その著書の中でこのシラバスの変更について、「社会福祉士養成の講義科目の中から『社会福祉原論』が消え、「社会福祉とは何か」という基礎、基盤を問い明らかにするコアなところが曖昧なものにされている。」また、「『社会福祉』という名称がすべて無くなり、社会福祉の『社会』が取れた」ことに対する危機感を述べ、この変更は社会福祉教育の原理的などところで問題である等と批判している(大友・永岡2013)。大友の著書以外は、社会福祉士国家試験問題の対策としての解説はあるが、社会福祉士養成の行政指導である「通知」における教育のねらいや含むべき内容等について論じたものは少ない。

*社会福祉学部助教(実習)

大友の指摘を社会福祉士養成における高齢者福祉の教育に当てはめれば、高齢者福祉を支える人材である社会福祉士に必要な知識として、カリキュラムの中に高齢者を取り巻く環境、そして何より、高齢者の理解が重要ではないのか。それにもかかわらず、高齢者福祉の内容が介護保険制度に収れんしてしまっているのではないか。このような状況において、今一度、社会福祉士国家試験や高齢者福祉分野で求められている知識について、振り返るといふ内在的分析が必要である。以上の問題意識から、社会福祉士養成に関わる「通知」等を中心に分析することで、社会福祉士養成の高齢者福祉分野における問題点と改善のために必要な知識項目を明らかにすることを目的とする。

上記を明らかにするため、まず、「社会福祉士法及び介護福祉士法」成立後の変遷について確認する。

次に、「社会福祉士養成施設等における授業科目の目標及び内容並びに介護福祉士養成施設等における授業科目の目標及び内容について」等の厚生労働省通知等を中心に高齢者福祉分野に関する科目「老人福祉論」及び「高齢者に対する支援と介護保険制度」についてその位置づけを確認し、その位置づけが高齢者福祉分野の科目の国家試験問題の出題基準項目に影響があるのか分析し検討する。

1. 「社会福祉士法及び介護福祉士法」成立後の変遷

まず、「社会福祉士及び介護福祉士法」成立時と改正時の社会福祉士の定義等を日本社会福祉士基礎研修資料より、社会福祉士会でのようにとらえられているかを確認する。そして、高齢者福祉分野の変遷を概観し確認する。あわせて、大学等の社会福祉士養成校の動きを確認しておきたい。

日本社会福祉士会基礎研修の資料をみると以下のようにまとめられている。

「社会福祉士及び介護福祉士法」は1987（昭和62）年に制定され、社会福祉士は「専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、その他の援助を行う」ものと定義され、日本初の社会福祉専門職として位置づけられた。1990年代後半の社会福祉基礎構造改革以降、多様なニーズを受け止める専門職として、2007（平成19）年12月に「社会

福祉士及び介護福祉士法」が改正され社会福祉士の業務の内容や養成課程が見直された。そこでは、社会福祉士の定義は「専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行うことを業とする者」とされて社会福祉士の業務内容が「助言、指導」から「連絡、調整」を中心とした援助にあらためられている。それ以外にも、利用者個人の尊厳の保持、自立支援、地域に即した支援、連携、資質向上の責務等が規定されている。この法改正にあたっては、いくつかの附帯決議がなされた。付帯決議の内容の主な点は、社会福祉士の処遇改善と任用の促進、認知症や障害を持つ者等への対応やサービス管理等の分野に業務が拡大されており、それらの分野においても、より専門的な対応ができる社会福祉士の仕組みについて検討すること等である。それをもとに専門社会福祉士のあり方が社会福祉士会を中心に検討され、認定社会福祉士、上級認定社会福祉士の仕組みが構築された。2013（平成25）年度に第1回の認定審査が行われ、2014（平成26）年4月に、認定社会福祉士が誕生している。

高齢者福祉分野についていえば、介護保険法が2000（平成12）年に施行され社会福祉制度に社会保険制度が導入された。社会福祉の措置から福祉サービスの自己選択と契約へと移行した、社会福祉の公的支援制度から共助、自助の制度・仕組みを選択した社会福祉基礎構造改革の象徴的な制度である。介護保険法は三年に一度見直され、2005（平成17）年の改正では、地域包括支援センターが設置され、社会福祉士の配置が明記された。高齢者の医療については、後期高齢者医療制度が2008（平成20）年度より施行された。2012（平成24）年には、高齢社会対策大綱が閣議決定され、高齢者の定義の見直し等が進められている。また、第5期、6期改正では、地域包括ケアシステムの推進と構築が目指されているものの、その中身は、市町村への費用負担と事務の移行であり、地方自治体の負担増がはかられている。

「社会福祉士及び介護福祉士法」成立以降、大学等の専門職養成校においては、社会福祉士の国家資格を歓迎し、国の示す社会福祉士養成を行ってきた。人材確保等を目的として、社会福祉士及び介護福祉

士法という法律に基づいた国家資格ができたことで、人材育成のための社会福祉にも注目が集まるようになった。それまで社会福祉の分野で働く人材を育成していた社会福祉学を標榜している大学では、入学者確保のため、および卒業時の専門性の質担保のために、社会福祉士養成の「通知」等の行政指導を受け入れ、追認し、社会福祉士養成を柱にせざるを得なかったともいえる。国家試験制度ができたことで、社会福祉士養成校が各県1校以上になるほど増え、養成校は生き残りをかけ、合格率を上げる必要がでてきた。

このような中で、日本社会福祉士養成校協会、日本精神保健福祉士養成校協会、日本社会福祉教育学校連盟が統合され、あらたな団体として再出発を目指している。さらに、社会福祉を支える人材について、2015（平成27）年9月「誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現—新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン—」が発表された。社会福祉士養成校協会等からなるソーシャルワーク教育団体連絡協議会（略称「ソ教連」）は2016（平成28）年5月に「ソーシャルワーカー養成教育の改革・改善の課題と論点—ソ教連・新福祉ビジョン特別委員会『中間報告』—」を出し、今後の対応策を検討している。今後さらに福祉人材についての方針が議論され、「社会福祉士法及び介護福祉士法」の改正と社会福祉士養成のカリキュラム等も変更されていく可能性が高く、さらなる科目の統合等も検討が見込まれる。

2. 新しいカリキュラムにおける科目名称の変更と位置づけ

ここでは、「社会福祉士および介護福祉士法」の変更によって、科目の名称と位置づけがどのように変わったのかを述べる。

「社会福祉士および介護福祉士法」の改正に伴い、社会福祉士養成課程のカリキュラムが見直され、2009（平成21）年度から新しいカリキュラムが導入された。国家試験科目としても新しいカリキュラムの科目に基づいた国家試験が実施されている。選択科目も含め17科目だった試験科目は19科目である。

大きな見直しとしては、各分野論は「〇〇福祉論」などがなくなり、「〇〇に対する支援と〇〇制度」に変更されている。高齢者福祉分野の科目も「老人福祉論」から、「高齢者に対する支援と介護保険制度」となり、旧カリキュラムの際には、一番初めに

位置づけられ重要視されていた「社会福祉原論」がなくなり、「社会福祉」が冠される科目がなくなった。社会福祉に関する科目を見ると、措置から契約へとサービス利用の方法の移行に伴って、「権利擁護と成年後見制度」といった科目や「就労支援、更生保護」といった新たな福祉サービスの権利擁護や地域移行等といった課題に対応する科目が設けられた。その他「福祉サービスの組織と経営」といった科目が設けられた。一方で、相談援助技術・地域支援に関する科目が増え、相談援助演習・実習指導の時間数が拡大された。社会福祉援助技術論の中に入っていた「社会調査」が別建ての科目として独立し、コミュニティ・オーガニゼーションが、「地域福祉の理論と方法」として重視され整理された。

3. 国家試験にかかる通知等からみる「授業科目の目標及び内容」

上記1章で、社会福祉士及び介護福祉士法成立以降の社会福祉士の変遷を述べた。

社会福祉士の専門性は国家試験によって確認されるものであり、それは、法律や国の通知によって定められている。ここでは、社会福祉士国家試験にかかる通知より「授業科目の目標及び内容」の高齢者福祉分野の科目「老人福祉論」と「高齢者の支援と介護保険制度」を取り上げ、法設立当初の1988（昭和63年）と法改正後の2008（平成20）年の通知を法設立当初のものを旧カリキュラム、法改正後のものを新カリキュラムとして比較する。

(1) 旧カリキュラム時における「老人福祉論」の位置づけ

1987（昭和62）年、「社会福祉士及び介護福祉士法」が成立し、国家試験科目として「老人福祉論」が位置づけられた。専門職の運動や時代の流れから様々な経緯を経て成立した「社会福祉士及び介護福祉士法」であるが高齢社会への対応を反映しているといえよう。それは、社会福祉士課程の指定科目・基礎科目の並び方からもうかがうことができる。「省令社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）第5条」において、社会福祉士の試験科目の目標と内容が示されている。

社会福祉士試験科目は、「一 社会福祉原論、二 老人福祉論、三 障害者福祉論、四 児童福祉論、五 社会保障論、六 公的扶助論、七 地域福

祉論、八 社会福祉援助技術、九 心理学、十 社会学、十一 法学、十二 医学一般、十三 介護概論」の13科目であり、福祉系大学での社会福祉士養成基礎科目の指定についても同様に配置され、「老人福祉論」は「社会福祉原論」に次いで、二番目に配置されている。高齢社会を支える社会福祉士として重要な科目として位置付けられていることが読み取れる。

① 「老人福祉論」の教育の目標及び内容

科目の「目標及び内容」では、授業の「目標」とその目標にそった「内容」が示されている。老人福祉論の授業における教育の目標をみると、「1老人の精神的・身体的特徴や障害、老人福祉の社会的背景、2現代社会における老人福祉の理念と意義、3老人の福祉ニーズの把握方法、4老人福祉の法とサービス体系、5民間シルバーサービスの社会的意義と現状、6老人福祉及び関連分野の組織・専門職及びその連携のあり方、7老人のための地域及び住環境の整備と福祉機器、8老人に対する相談援助活動を理解させる」の8つであった。「授業内容」としては、先の目標に対応した内容であり、法とサービスについての内容が分かれた9項目となっている。介護保険法成立の影響から、1999（平成11）年の通知（平成11年11月11日社授2667号）では、「目標4老人福祉の法」に介護保険法と老人保健法が加えられている。その他は、用語が追加されている。介護保険法に関連する項目は、法改正の後、通知の「目標と内容4」に「老人福祉の法」の一部として追加され、介護保険制度が最重要視されているわけではない。

② 旧カリキュラム時における「介護概論」の位置づけ

高齢者福祉分野の科目であった「介護概論」が、法改正に伴って、新カリキュラムとなり「高齢者に対する支援と介護保険制度」の一部となり、科目が廃止された。そこで、「介護概論」についても触れる。「介護概論」は17科目中17番目に配置され、30時間の時間数と定められている。授業の「目標」は「高齢者や障害者の介護の理解や変化に関する観察能力とその対応、保健医療専門職への連絡・協力、ほか病気や事故に関する知識と予防」の4つの授業目標があり、それに沿った4つが授業「内容」として示されている。介護概論では、高齢者や障害を持った方に対する現場での対応が目指されている。しかし、旧カリキュラムから新カリキュラムとなり、「高齢者対

する支援と介護保険制度」の一部に組み込まれ、科目が無くなった。これは、高齢者の特性や介護の理解が無くなるということの意味しており、高齢者福祉に関する科目の授業時間数の減少という重要な変更が行われている。

それ以外の変更として、精神保健福祉士制度ができた国家試験が実施されたことから、1999（平成11）年の第11回より、「老人福祉論」は、精神保健福祉士との共通科目ではなく、社会福祉士国家試験では専門科目として位置づけられた。

(2) 法改正後の新カリキュラムにおける「高齢者に対する支援と介護保険制度」の位置づけ

2007（平成19年）年の法改正が行われ、2009（平成21）年の21回目の国家試験より、新カリキュラムの科目での国家試験が行われている。

「社会福祉に関する科目を定める省令（平成20年文部科学省、厚生労働省第3号）」において、社会福祉士及び介護福祉士法（[昭和62年法律第30号]第7条第一号及び第二号並びに第39条第二号）に基づき、及び同法を実施するため、「社会福祉に関する科目を定める省令」で、以下のように示されている。社会福祉士国家資格取得に必要な科目としては、「人体の構造と機能及び疾病、心理学理論と心理的支援、社会理論と社会システム、現代社会と福祉、地域福祉の理論と方法、福祉行財政と福祉計画、社会保障、障害者に対する支援と障害者支援制度、低所得者に対する支援と生活保護制度、保健医療サービス、権利擁護と成年後見制度、社会調査の基礎、相談援助の基盤と専門職、相談援助の理論と方法、福祉サービスの組織と経営、高齢者に対する支援と介護保険制度、児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度、就労支援サービス、更生保護制度」の19科目であり、国家試験科目19科目と相談援助演習、相談援助実習指導、相談援助実習の3科目を合わせた22科目となった。

旧カリキュラム時からの大きな見直し・変更としては、「社会福祉」が冠される科目がなくなり、旧カリキュラムの際には最重要視されていた「社会福祉原論」がなくなり、各分野論は対象者へのサービス・制度論と変更された。一方、科目として相談援助技術・地域支援に関する科目が増え、相談援助演習・実習指導の時間数が拡充された。また、措置から契約へとサービス利用の方法の移行に伴って、新

たな福祉サービスの権利擁護や地域移行等といった課題に対応する科目が設けられた。

高齢者福祉分野の科目は、「サービスに関する知識(300h)」のうちの一科目として「高齢者に対する支援と介護保険制度」となった。変更後の新カリキュラムでは、「老人福祉論」と「介護概論」の一部が併合された形で、対象者へのサービス・制度論として12番目の科目へと位置づけが変更されている。

(3)「高齢者に対する支援と介護保険制度」の「教育のねらいと教育に含むべき内容」の位置づけ

「社会福祉士養成施設等における授業科目の目標及び内容並びに介護福祉士養成施設等における授業科目の目標及び内容について」は、「(通知)社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について(平成20年3月28日 社援発第038001号 各都道府県知事・指定都市長 中核市長・関係団体長 地方厚生局(支局)長あて 厚生

表1 新カリキュラムにおける社会福祉士養成施設等の「高齢者の支援と介護保険制度」の授業科目の目標及び内容

教 育 内 容	
ねらい	教育に含むべき事項
① 高齢者の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉・介護需要(高齢者虐待や地域移行、就労の実態を含む。)について理解する。	① 高齢者の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉・介護需要(高齢者虐待や地域移行、就労の実態を含む。)
② 高齢者福祉制度の発展過程について理解する。	② 高齢者福祉制度の発展過程
③ 介護の概念や対象及びその理念等について理解する。	③ 介護の概念や対象
④ 介護過程における介護の技法や介護予防の基本的考え方について理解する。	④ 介護予防
⑤ 終末期ケアの在り方(人間観や倫理を含む。)について理解する。	⑤ 介護過程
⑥ 相談援助活動において必要となる介護保険制度や高齢者の福祉・介護に係る他の法制度について理解する。	⑥ 認知症ケア
	⑦ 終末期ケア
	⑧ 介護と住環境
	⑨ 介護保険法
	⑩ 介護報酬
	⑪ 介護保険法における組織及び団体の役割と実際
	⑫ 介護保険法における専門職の役割と実際
	⑬ 介護保険法におけるネットワーキングと実際
	⑭ 地域包括支援センターの役割と実際
	⑮ 老人福祉法
	⑯ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)
	⑰ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
	⑱ 高齢者の居住の安定確保に関する法律

厚生労働省ホームページ「社会福祉士養成課程における 教育内容等の見直しについて」(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/dl/shakai-kaigo-yousei01.pdf>)を参考に筆者作成

労働省社会・援護局長)」の中の、別添1「社会福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針」の中で、別表「8教育に関する事項」における別表において12科目目に「高齢者に対する支援と介護保険制度」の「教育のねらいと教育に含むべき内容」が示されている。ここでは、表1のように、教育の「ねらい」が6項目、「教育に含むべき内容」として18項目が示されている。

「高齢者に対する支援と介護保険制度」の教育の「ねらい」は、「①高齢者の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉・介護需要（高齢者虐待や地域移行、就労の実態を含む。）、②高齢者福祉制度の発展過程、③介護の概念や対象及びその理念等、④介護過程における介護の技法や介護予防の考え方、⑤終末期ケアのあり方（人間観や倫理を含む）、⑥相談援助活動において必要となる介護保険制度や高齢者の福祉・介護に係る他の法制度」の項目について理解するというものである。「ねらい」に含まれる項目をみると、介護保険関連の項目は、6項目の6番目に、「相談援助活動において必要となる介護保険制度や高齢者の福祉・介護に係る他の法制度について理解する。」とある1項目である。「介護」という用語が含まれている項目は、①③④の3項目である。

「教育に含むべき内容」としては、「①高齢者の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉・介護需要（高齢者虐待や地域移行、就労の実態を含む。）、②高齢者福祉制度の発展過程、③介護の概念や対象、④介護予防、⑤介護過程、⑥認知症ケア、⑦終末期ケア、⑧介護と住環境、⑨介護保険法、⑩介護報酬、⑪介護保険法における組織及び団体の役割と実際、⑫介護保険法における専門職の役割と実際、⑬介護保険法におけるネットワークングの実際、⑭地域包括支援センターの役割と実際、⑮老人福祉法、⑯高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（虐待防止法）、⑰高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、⑱高齢者の居住の安定確保に関する法律」の項目になっている。項目をみると、18項目ある項目のうち、⑨から⑭の6項目が介護保険制度に関連する項目として示されており、「介護」という用語に含まれている項目は、教育内容の「教育に含むべき事項」においては、10に渡る項目が関係するほど多い。

「高齢者支援と介護保険制度」の「ねらい」としては、介護保険制度中心ではなく「老人福祉論」と「介

護概論」が含まれた内容になっているが、「教育に含むべき内容」をみると介護保険制度が中心の内容となっていることがわかる。

4. 国家試験問題における「老人福祉論」と「高齢者に対する支援と介護保険制度」の位置づけと出題の傾向

社会福祉士の国家試験の問題は150問が出題され、第3回より公開されている。そのうち、入手できた社会福祉士国家試験問題第3回から28回（第4回を除く）の高齢者福祉に係る科目についても通知等が示す科目の位置づけにあわせた順番で出題されている。出題の概要は、以下のようなものである。

旧カリキュラムにおける「老人福祉論」は、社会福祉原論に次いで2番目の科目として、第3回、第5回では15問が出題されている。第6回以降は各回とも10問が出題されている。第6回から11回までは問題11から問題20までの10問であった。1997（平成9）年に「精神保健福祉士法」が制定され精神保健福祉士の国家資格化をうけて、社会福祉士と精神保健福祉士の共通科目と専門科目に分けて国家試験が実施されることとなった。そのことを受け、第11回からは「老人福祉論」が社会福祉士国家試験の専門科目として位置づけを変更され、問題81から問題90までとして出題されている。法改正後の新しい通知によって「高齢者の支援と介護保険制度」の国家試験問題となって以降は、出題基準にそって第22回から第28回も10問が出題されている。

精神保健福祉士国家試験問題との関係で、老人福祉論は社会福祉士の専門科目とされ、専門科目としては、午後1科目目であるが、全体としては9番目の科目としてとして位置付けられている。

新カリキュラムになった社会福祉士国家試験科目別出題基準の「高齢者に対する支援と介護保険制度」（表2参照）を見ていくと、「教育のねらいと教育に含むべき内容」の「ねらい」の内容については簡略化されている。そして、出題基準の大項目の16項目中、9「介護保険法」以降の大項目14「地域包括支援センターの役割と実際」までの6項目が介護保険制度に関わる項目である。介護に関連する項目が13項目あり、介護に関わる用語を含まない項目が5項目である。中項目をみると、41項目中介護保険制度に関わる項目が18項目、「介護」関連項目を含むと27項目ある。科目名にもあるように介護や介護保険に関する項目が

表2 社会福祉士国家試験「高齢者に対する支援と介護保険制度」の出題基準

大項目	中項目	小項目(例示)
1 高齢者の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉・介護需要(高齢者虐待や地域移行、就労の実態を含む)	1)高齢者の生活実態とこれを取り巻く社会情勢	高齢者の虐待の実態、高齢者の地域移行や就労の実態 その他
	2)高齢者の福祉需要	
	3)高齢者の介護需要	要介護者の実態、認知症高齢者の実態 その他
2 高齢者福祉制度の発展過程	1)高齢者福祉制度の発展過程	
3 介護の概念や対象	1)介護の概念と範囲	
	2)介護の理念	
	3)介護の対象	
4 介護予防	1)介護予防の必要性	
	2)介護予防プランの実際	
5 介護過程	1)介護過程の概要	
	2)介護の技法	
6 認知症ケア	1)認知症ケアの基本的考え方	
	2)認知症ケアの実際	
7 終末期ケア	1)終末期ケアの基本的考え方	
	2)終末期ケアにおける人間観と倫理	
	3)終末期ケアの実際	
8 介護と住環境	1)介護のための住環境	
9 介護保険法	1)介護保険法の概要	介護保険誠意殿目的、保険者と被保険者、保険料、要介護認定の仕組みとプロセス、居宅サービスの種類、施設サービスの種類、住宅改修の種類、地域支援事業、苦情処理、審査請求、介護保険制度の最近の動向 地域包括ケアと介護保険制度 その他
10 介護報酬	1)介護報酬の概要	算定の考え方、請求と支払、その他
11 介護保険法における組織及び団体の役割と実際	1)国の役割	
	2)市町村の役割	
	3)都道府県の役割	
	4)指定サービス事業者の役割	
	5)国民健康保険団体連合会の役割	
	6)介護保険制度における公私の役割関係	
12 介護保険法における専門職の役割と実際	1)介護支援専門員の役割	
	2)訪問介護員の役割	
	3)介護職員の役割	
	4)福祉用具専門相談員の役割	
	5)介護相談員、認知症サポーターの役割	
	6)介護認定審査会の委員、認定調査員の役割	
13 介護保険法におけるネットワークと実際	1)要介護認定時における連携	連携の方法、連携の実際、その他
	2)サービス利用時における連携	連携の方法、連携の実際、その他
14 地域包括支援センターの役割と実際	1)地域包括支援センターの組織体系	
	2)地域包括支援センターの活動の実際	
15 老人福祉法	1)老人福祉法の概要	老人福祉法の措置、その他
16 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)	1)高齢者虐待の定義	
	2)虐待予防の取り組み	
	3)虐待発見時の対応	
17 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)	1)バリアフリー新法の概要	
18 高齢者の居住の安定確保に関する法律(高齢者住まい法)	1)高齢者住まい法の概要	サービス付き高齢者向け住宅制度、その他

社会福祉振興・試験センターホームページ「社会福祉士国家試験出題基準」別添試験科目別出題基準「高齢者に対する支援と介護保険制度」(<http://www.sss.or.jp/shakai/kijun/attachment.html#syakai15>)より筆者作成

多くなっていることがわかる。

「高齢者の支援と介護保険制度」の国家試験問題の出題をみると、介護保険に関わる問題数は、毎年、問題の半分以上の割合を占めている。各回の事例問題を含めると、さらに多く出題されている。「老人福祉法」は出題基準にはあるものの毎年は出題されてはならず、出題の割合としても1問または2問である。高齢者の医療に関する問題は、科目に「保健医療サービス」があり、そこで出題される可能性があるとはいえ、第22回に一題出題されたのみである。介護保険法改正によって国家試験問題も影響を受けており、「高齢者の支援と介護保険制度」の出題にも地域包括支援センター、地域包括ケア、要支援者の介護保険制度から自立支援事業への移行等の問題が出題されてきている。しかし他方では、生活や介護等の実態に関する統計、認知症や虐待に関する問題、住居に関する問題、高齢者福祉の発展過程や高齢者福祉の概念・理念等に関する問題の出題はほぼない状況である。

このように、新カリキュラムによる国家試験問題では、介護保険制度が中心となっており、高齢者福祉の比重が低下している。

5. 考察

上記でみてきたように、社会福祉士養成校は、国家試験合格率を上げることが入学確保につながることから、「通知」による行政指導により、社会福祉士養成の教育内容・カリキュラム内容が縛りを受けざるを得ない。社会福祉士養成が公助である社会福祉から共助・自助に、高齢者分野科目が高齢者福祉から社会保険である介護保険制度中心へと移行していることを追認しているともいえよう。また、国家試験問題は、教育のねらいや含まれるべき内容よりも出題基準にあわせる形で介護保険制度の内容が大部分を占めている。介護保険法改正後は「高齢者の支援と介護保険制度」の国家試験問題に地域包括支援センター等の内容が出題されるなどの影響を受けている。旧カリキュラムと比較すると、旧カリキュラム時には、「老人福祉論」において60時間30コマ、「介護概論」において30時間15コマ使って教育されていた内容が、新カリキュラムとなった現在のカリキュラムでは、60時間30コマに減らされている。介護保険制度とそれに関わる課題以外の社会問題等を教えている時間的余裕がないように思える時間数で

あり、高齢者福祉分野を担う社会福祉士の専門性の後退にもつながりかねないのではないかと危惧される。

社会福祉士の役割は、生活に関わる問題をともに考え、本人が自己決定していくことを支えていくことである。高齢者福祉分野で言えば、高齢者の生活の現状と生活問題をどうとらえ、支えていくべきかということ問われる必要がある。高齢者福祉分野における相談援助活動では、高齢者は人生が長い分だけ個別性や多様性があり、高齢者を取り巻く環境やそこに至る歴史や地域の文化にも大きく影響される。だからこそ、高齢者福祉は、高齢者を取り巻く環境、なにより、高齢者の理解が重要である。高齢者の特性、加齢に伴い多くなる疾病や障害等の支援対象者の理解をすることが重要である。高齢者の生活を支える法律・制度としては、老人福祉法、介護保険法、高齢者虐待防止法、そして社会保障としての高齢者の医療や年金制度、成年後見制度等も必要であろう。法律・制度だけではなく、高齢者の住宅に関する支援、生涯教育や就労、地域や友人とのふれあい・交流を含めた生きがい等の幅広い対策、家族も含めた社会の支援体制、そして社会の状況としての高齢者の孤立問題等に関する知識が問われるべきではないかと考える。

最後に、社会福祉士養成にかかる通知を中心に高齢者福祉分野、特に「老人福祉論」と「高齢者支援と介護保険制度」の位置づけについて分析・考察を試みた。しかし、社会福祉士養成の高齢者福祉分野における問題点と改善をしていくために必要な知識項目を十分に明らかにできたとはいえない。今後の研究課題としたい。

注)

著者は、今後発刊される予定の大友信勝先生（聖隷クリストファー大学院社会福祉学研究所・教授）の記念論集の中に、「社会福祉士養成課程における高齢者福祉分野科目の位置づけ～国家試験問題からの一考察」として、高齢者福祉の分野における位置づけについて国家試験の出題内容を中心に記載した。本稿は、その論文には入れられなかった、特に厚生労働省通知等からみた高齢者福祉分野の科目の位置づけを中心に研究ノートとして記載している。

参考文献等

大友信勝・永岡正己編『社会福祉原論の課題と展望』
高菴出版、2013年

岩田正美ほか編『MINERVA 社会福祉士養成テキスト
トブック 11高齢者に対する支援と介護保険制度
〔第3版〕』ミネルヴァ書房、2016年

大塩まゆみ ほか編『新・基礎からの社会福祉 高
齢者福祉』ミネルヴァ書房、2013年

大橋謙策編集代表『日本のソーシャルワーク研究・
教育・実践の60年』相川書房、2007年

空閑浩人編『ソーシャルワーク入門―相談援助の基
盤と専門職―』ミネルヴァ書房、2012年

京極高宣『〔新版〕日本の福祉士制度』中央法規、1998
年

社会福祉士養成校協会関東甲信越ブロック『第8回社
会福祉士教育推進大会報告集』米本秀仁基調講演
「社会福祉実習教育・指導の理論と実際―その到達
点と今後の展望」、2013年、7～24頁。

木下大生ほか編『ソーシャルワーカーのジリツ』生
活書院、2015年

木下大生 藤田孝典 岩波ブックレットNO.924『知
りたい！ソーシャルワーカーの仕事』岩波書店、
2015年

厚生省社会局庶務課監修（財）社会福祉振興試験セ
ンター編『社会福祉士・介護福祉士関係法令通知
集』第一法規出版、1998年

厚生労働省ホームページ「介護保険制度の改正の経
緯」

http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12-300000-Roukenkyoku/201602kaigohokenntoha_2.pdf (2016年7月26日アクセス)

厚生労働省ホームページ「これまでの介護保険制度

の改正の経緯と平成27年度介護保険法改正の概要
について」

<http://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/appContents/kaigo-seido-0904.html>

(2016年7月26日アクセス)

(公) 社会福祉振興・試験センター「国家試験 出題
基準・合格基準」

http://www.sssc.or.jp/shakai/kijun/kijun_02.html

(2015年8月1日アクセス)

社会福祉士養成講座編集委員会編『高齢者に対する
支援と介護保険制度 第4版』中央法規、2015年
社会福祉士 基礎研修 I 資料

社団法人日本社会福祉士会編『社会福祉士 国家試
験模範解説書』(各年) 発行福祉新聞社・販売筒井
書房

社団法人日本社会福祉士養成校協会編『社会福祉士
国家試験解説集』(各年) 中央法規

社団法人日本社会福祉士養成校協会編『社会福祉士
国家試験過去問解説集』(各年) 中央法規

社会・援護局施設人材課監修（財）社会福祉振興・
試験センター編『改訂 社会福祉士・介護福祉士
関係法令通知集』第一法規出版、1992年

社会・援護局施設人材課監修（財）社会福祉振興・
試験センター編『第3次改定 社会福祉士・介護福
祉士関係法令通知集』第一法規出版、1997年

社会・援護局施設人材課監修（財）社会福祉振興・
試験センター編『社会福祉士・介護福祉士関係法
令通知集』第一法規出版、2000年

社会・援護局施設人材課監修（財）社会福祉振興・
試験センター編『改定版 社会福祉士・介護福祉
士・社会福祉主事関係法令通知集』第一法規出版、
2009年